

児童虐待防止対策について

令和元年 7月 16日

宮城県 保健福祉部 子ども・家庭支援課

児童相談所の概要

1 県所管の児童相談所（所在地）

- (1) **中央児童相談所**（名取市美田園二丁目1番地の4）
- (2) **北部児童相談所**（大崎市古川駅南二丁目4番3号）
- (3) **東部児童相談所**（石巻市あゆみ野5丁目7番地）
- (4) 東部児童相談所 **気仙沼支所**（気仙沼市東新城三丁目3番3）

※仙台市は仙台市児童相談所が所管

2 主な業務

- (1) 児童に関する相談
- (2) 一時保護、措置（施設入所、里親委託等）
- (3) 市町村業務の援助

3 相談の種類

- (1) 養護相談（児童虐待相談・その他養護相談）
- (2) 保健相談
- (3) 障害相談
- (4) 非行相談
- (5) 育成相談
- (6) その他

4 職員

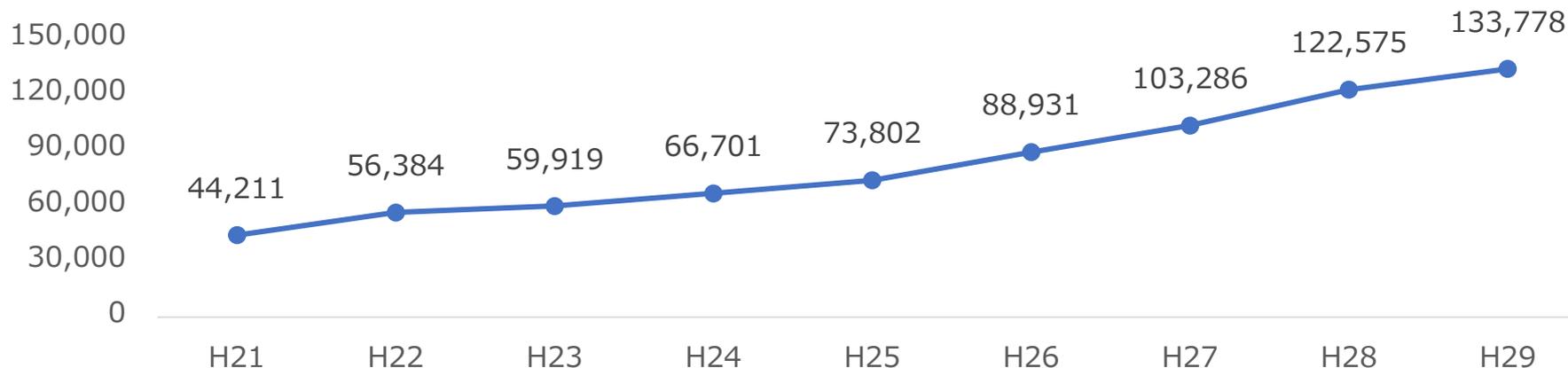
所長、児童福祉司、児童心理司、保健師、保育士など



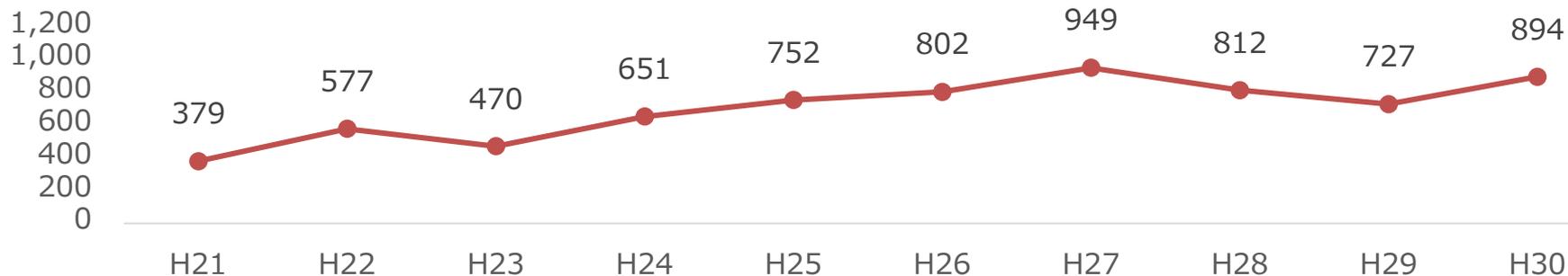
児童虐待相談対応件数の推移

- 全国的に児童虐待対応件数は増加傾向にある。
- 本県の児童虐待対応件数も増加し、高止まりの状況にある。

児童虐待相談対応件数（全国）



児童虐待相談対応件数（宮城県）



児童虐待相談対応件数の内訳

種類別

心理的虐待が58.6%で最も多く、次いで身体的虐待が22.4%となっている。

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
200 (22.4%)	153 (17.1%)	17 (1.9%)	524 (58.6%)

虐待者別

実父と実母がともに43.4%で多い状況にある。

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
388 (43.4%)	66 (7.4%)	388 (43.4%)	5 (0.6%)	47 (5.2%)

虐待を受けた子どもの年齢構成別

小学生が29.9%で最も多く、次いで3歳～学齢前が26.7%、0～3歳未満が22.5%となっている。

0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等
201 (22.5%)	239 (26.7%)	267 (29.9%)	127 (14.2%)	60 (6.7%)

虐待通告経路

警察が50.3%で最も多く、次いで近隣・知人・親戚が19.4%となっている。

警察	学校等	家族	近隣・知人・親戚	その他
450 (50.3%)	91 (10.2%)	52 (5.8%)	173 (19.4%)	128 (14.3%)

国の児童虐待防止施策の動向

平成30年3月に東京都目黒区において、また、平成31年1月に千葉県野田市で児童虐待死亡事件が発生したことを受け、国では児童虐待防止対策の「緊急総合対策」や「総合強化プラン（新プラン）」等を決定し、必要な取組を進めている。

➤ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月）

<主な内容>

- 転居した場合の児童相談所間における情報共有（原則、対面での引継ぎ）の徹底
- 子どもの安全確認ができない場合の対応（通告の受理後48時間以内の安全確認）の徹底
- 児童相談所と警察の情報共有の強化
- 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置実施、解除

➤ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（平成30年12月）

<主な内容>

- 児童相談所の体制強化（2022年までに児童福祉司を2,020人増やすなど）
- 児童相談所職員の専門性の強化
- 市町村の体制強化（2022年までに「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置、要保護児童対策地域協議会（要対協）の強化）
- 市町村職員の専門性の強化

国の児童虐待防止施策の動向

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
(平成31年2月)

<主な内容>

- 緊急安全確認の実施 ○ 新たなルールの設定 ○ 抜本的な体制強化



上記の決定内容を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で
下記の通知を発出

- 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月)
- 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月)

<主な内容>

- 保護者から虐待の情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合には、**虐待の情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携して対応すること**
- 保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、市町村・児童相談所・警察等の関係機関で連携し対応すること
- 学校等は、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること
- 要保護児童等の欠席状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこと

国の児童虐待防止施策の動向

➤ 児童福祉法施行令の改正（平成31年4月施行【3年間の経過措置あり】）

- 児童福祉司の配置基準を「人口4万人あたり1人」の配置から「人口3万人あたり1人」の配置に改正
- 各児童相談所に里親養育支援の児童福祉司の配置を求める
- 市町村支援の児童福祉司を30市町村あたり1人の配置を求める

➤ 児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月）

➤ 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和2年4月施行）

<主な内容>

- 親権者や児童福祉施設の施設長らが「しつけ」として体罰を行うことを禁止
- 児童相談所の一時保護等の介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分ける
- 児童相談所が常時、弁護士による助言・指導の下で、適切・円滑に措置決定等を行えるようにする（令和4年4月1日施行）
- 各児童相談所に、医師と保健師の配置を求める（令和4年4月1日施行）
- 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないことを法律に明記
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化
- 虐待をした保護者への再発防止プログラム実施を児童相談所に求める

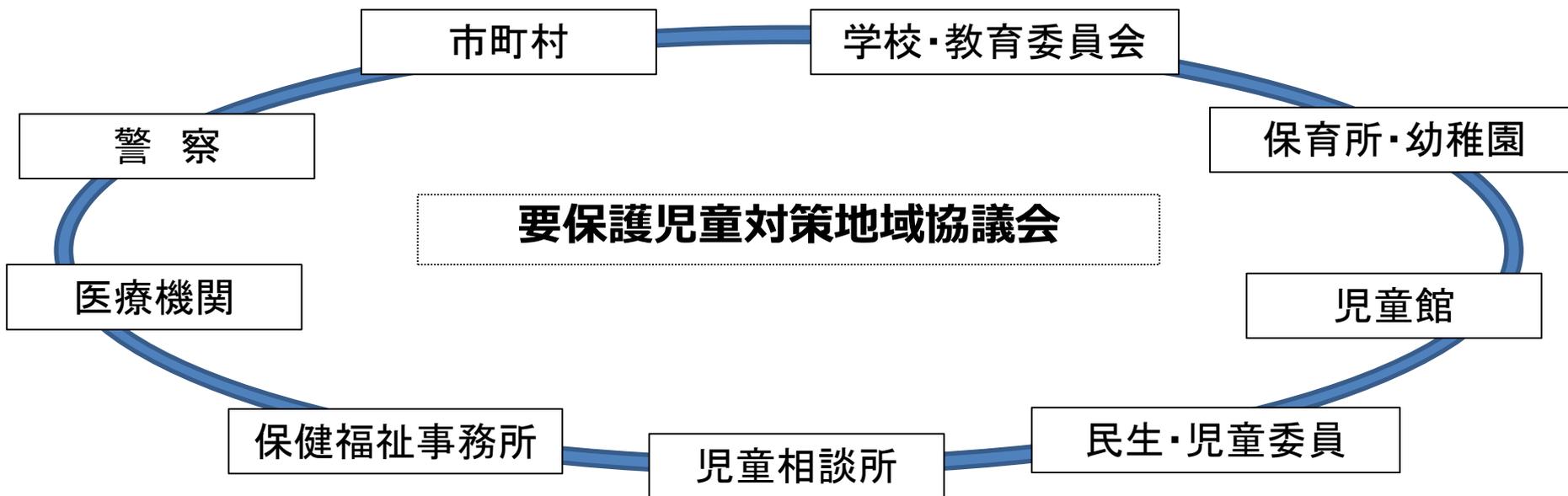
関係機関との連携について

➤ 「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」の設置

平成13年に、教育、福祉、医療、警察等の関係機関を構成員とする「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」を設置し、児童虐待防止に関するネットワークを構築

➤ 市町村の「要保護児童対策地域協議会（要対協）」による連携

要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、市町村において「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置し、関係機関が連携して対応



宮城県の子童虐待防止・対応策

1 発生予防

虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援を行う（育児の孤立化・育児不安の防止等）



取組内容

- 市町村の子育て支援事業の充実・促進
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進 など
- 相談しやすい体制の整備
- 虐待防止意識の啓発

2 早期発見・早期対応

虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応



取組内容

- 市町村・要保護児童対策地域協議会（要対協）の機能強化・連携した対応
- ・ 要支援児童・要保護児童への支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進
- ・ 個別支援ケースへの専門的助言、研修会の開催、研修会への講師派遣
- 学校や警察等、関係機関と連携した早期発見・早期対応
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）の周知

宮城県の児童虐待防止・対応策

3 対応力の強化

児童虐待発生時の的確な対応



取組内容

- 子どもの安全を最優先とした取組の徹底
- 児童相談所の体制強化
- 職員の専門性強化
- 一時保護児童の受入体制の整備・環境改善
- 親子再統合に向けた保護者への支援

4 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量の充実



取組内容

- 児童養護施設等の高機能化・環境改善
- 家庭的養育環境推進に向けた取組
 - ・ 児童養護施設の小規模・地域分散化
 - ・ 里親制度の普及促進、里親の養成・育成
- 里親委託・児童養護施設等の入所児童の自立に向けた支援
 - ・ 自立に向けた生活・就業相談
 - ・ 自立支援資金貸付事業
 - ・ 身元保証人確保対策事業
- 未成年後見人支援事業

児童相談所の体制強化・専門性の強化

➤ 警察との情報共有に関する協定の締結

平成30年7月に県警・仙台市との三者間で「児童虐待の防止強化のための情報共有に関する連携協定」を締結

<情報共有する事項>

- ・ 刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案
- ・ 保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案 など

➤ 児童相談所への警察官の配置

- 平成30年4月 中央児童相談所に現職警察官を1名配置
- 平成31年4月 北部児童相談所・東部児童相談所に現職警察官をそれぞれ1名配置

➤ 警察との合同研修会の開催

児童相談所・警察との合同研修会の開催 年1回開催

<研修内容>

立入調査、臨検・搜索の実習訓練

児童相談所の体制強化・専門性の強化

➤ 児童相談所への顧問弁護士との配置

児童相談所・支所にそれぞれ顧問弁護士を配置（顧問弁護士契約を締結）し、法的なサポート体制を強化

➤ 児童虐待対応業務アドバイザーの配置

児童相談所に児童虐待対応アドバイザー（非常勤職員）を配置し、市町村への助言や研修会への講師派遣を実施

➤ 安全確保等対応員の配置

児童相談所・支所に児童虐待の通告の聴き取り調査、相談受付等の業務を行う非常勤職員を配置

➤ 児童相談所と市町村間の共通アセスメントツールの導入

平成30年4月から児童相談所と市町村の間で、ケース送致を実施する際に使用する共通アセスメントツールの運用を開始

ケースのリスク分析を行い（緊急性等を判断し）、児童相談所・市町村間でのケース送致を実施

児童相談所の体制強化・専門性の強化

➤ 一時保護所への学習指導員の配置

平成30年4月から一時保護所に一時保護した児童への学習指導を行う非常勤職員を配置

➤ スーパーバイズ・権利擁護機能強化

外部から有識者（スーパーバイザー）を招き、複雑な児童虐待のケース等に対して専門的技術的助言・指導等を受ける

➤ 職員の専門性強化

児童相談所の職員を児童虐待対策の実践研修等に参加させ、専門性の向上を図る

➤ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」受付業務

夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全確保の一層の充実を図る